

特定不妊治療費（先進医療）助成制度Q & A

制度全体について		
1	どのような制度ですか。	<p>令和4年4月から体外受精及び顕微授精が保険適用されました。その治療を保険診療で受けた際に、併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。</p> <p>全ての治療を自己負担で実施した場合は、「先進医療」を実施したとしても対象外です。</p>
2	助成金額はいくらになりますか。	<p>「先進医療」にかかった自己負担分の10分の7をかけた金額か15万円（上限金額）のどちらか低い方の金額になります。</p> <p>例えば、自己負担分が11万円の場合、10分の7をかけた金額は77,000円になり、助成金額は77,000円です。</p> <p>同じく自己負担分が22万円の場合、10分の7をかけた金額は154,000円となり、助成金額は15万円となります。</p>
3	年齢要件はありますか。	<p>あります。 保険診療と同じです。 （保険診療は妻の年齢が42歳までの夫婦が受けることができます。）</p>
4	助成回数の制限はありますか。	<p>あります。 保険診療と同じです。 （保険診療は、妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています。）</p>
5	所得制限はありますか。	ありません。
6	住所地がどこでも申請できますか。	申請しようとしている「1回の治療」の開始日から申請日まで、東京都に住所がある方が申請できます。
7	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	<p>厚生労働省のホームページで確認することができます。 （「先進医療を実施している医療機関の一覧」というものです。）</p> <p>現時点で対象となる治療及び技術は <ul style="list-style-type: none"> ○ SEET法 ○ タイムラプス ○ 子宮内膜スクラッチ ○ PCSI ○ ERA / ERPeak ○ 子宮内細菌叢検査 (EMMA / ALICE) ○ IMSI ○ 二段階胚移植法 ○ 子宮内細菌叢検査 (子宮内フローラ検査) ○ 不妊症患者に対するタクロリムス投与療法 </p> <p>です。今後、新たなものが追加される場合もあります。</p> <p>また、それぞれの治療及び技術について、実施できる医療機関も決まっています。 御確認ください。</p>

制度全体について

8	過去に特定不妊治療の助成金を受けたことがありますが、回数に含めますか。	過去の助成制度は含めません。
9	いつから受付開始ですか。 申請に必要な様式はどこにありますか。	令和5年1月4日を予定しています。 申請に必要な様式は、令和4年12月中までに、医療機関や区市町村に配布する予定です。 また、福祉保健局ホームページにも掲載しますので、そちらでダウンロード可能となります。

対象となる要件

1	助成の対象となる要件はなんですか。	<p>基本的には次の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>①「1回の治療」の初日から申請日まで、法律上の婚姻をしている夫婦であること又は事実婚の要件を満たすこと。 ②「1回の治療」の初日から申請日まで、東京都内に住所を有すること。 ③先進医療を実施する医療機関として登録された保険医療機関で、保険診療の特定不妊治療と併せて先進医療を受けたこと。 ④申請者および配偶者が当該特定不妊治療について医療費助成を受けていないこと。 ⑤治療の開始日の妻の年齢が42歳までであること。</p>
2	夫婦が別居していて別の道府県に居住しています。申請できますか。	法律婚の場合は、申請者が東京都内に住所を有していれば申請できます。
3	夫婦が別居していて配偶者が外国に居住しています。東京都で申請できますか。	法律婚の場合は、申請者が東京都内に住所を有していれば申請できます。
4	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	「1回の治療」開始時から事実婚の要件を満たしていれば対象となります。

申請書の書き方

1	申請書（第1号様式）の申請者と特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者は、同じ者でないといけませんか。	同じでなくとも結構です。 特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者が妻で、申請者が夫ということでも結構です。
2	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	通称名を使用することができます。 ただし、以下のことが条件です。 ①住民票に通称名が記載されていること。 ②振込口座が通称名であること。
3	申請書（第1号様式）の年齢はどの時点の年齢を記載するのですか。	治療開始日（特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（第2号様式）の「今回の治療期間」の初日）時点の年齢を記載してください。
4	「過去にこの助成金を他の自治体で受けたことがありますか」の質問ですが、都内の区市町村で助成を受けた場合は回数に入りますか。	都内の区市町村は入りません。
5	「東京都での本事業の助成歴」についてですが、申請後、承認の連絡が来ていないものがあります。その場合、どのように記載すればよいですか。	申請中のもも、助成を受けたとして記入してください。 （例）過去3回申請し、2件は承認決定を受け、1件は申請中の場合 ⇒東京都での助成歴は「3」回と記入してください。
6	申請者氏名と配偶者氏名ですが、同じ印鑑を使用しても良いですか。	結構です。
7	申請者氏名と配偶者氏名を記入する欄について、印鑑を押さなくても良いですか。	結構です。 ただし、必ずご夫婦でご自身のお名前を記入してください。
8	特定不妊治療費（先進医療）助成を申請する場合、申請額はどのように記載すれば良いのですか。	「先進医療」にかかった自己負担分の10分の7をかけた金額か15万円（上限金額）のどちらか低い方の金額を記入してください。 10分の7をかけた金額に10円未満が生じた場合は、四捨五入してください。
9	申請書の日付欄はどの時点の日付を記載するのですか。	申請書を記載した日で結構です。 ただし、東京都での申請日は郵便局の消印日となります。
10	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	以下の条件を満たしていることが必要です。 ①申請者の名義であること。 ②普通口座又は貯蓄口座であること。 ③東京都の取扱金融機関であること（下記HPを参照）。 https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/koukinshuunou.htm ※助成金が振り込まれるまでは口座を解約しないでください。

申請書の書き方		
11	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名には何を記載するのですか。	振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記載してください。不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょのホームページでも調べることができます。
12	旧姓の口座は利用できますか。	可能です。 ただし、住民票か戸籍全部事項証明書で旧姓を確認できる場合のみとなります。 また、申請書の空欄に「旧姓口座希望」とご記入ください。 ※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合、必ず東京都に連絡をしてください。

申請書類		
1	特定不妊治療費（先進医療）助成の申請に必要な書類はなんですか。	①特定不妊治療費（先進医療）助成申請書（第1号様式） ②特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（第2号様式） ③住民票（住所を証明する書類） ④戸籍全部事項証明（婚姻関係及び婚姻の日を証明する書類）
2	住民票は申請者と配偶者それぞれに必要なとありますが、1枚に2人分記載されていればよいのですか。	1枚に2人分記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日、続柄（例：世帯主、妻 または 世帯主、夫）が記載されていることを確認してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
3	住民票と戸籍は何ヶ月前のものでもよいのですか。	申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
4	住民票を提出すれば戸籍全部事項証明（謄本）は不要ですか。	通算1回目の申請では戸籍全部事項証明（謄本）の提出は必須です。 2回目以降でも、夫婦以外の方が世帯主の場合や単身赴任などで住民票の続柄に夫婦であることが表示されない場合は省略できません。 なお、事実婚の方は申請の都度提出が必須です。
5	配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すれば良いのですか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。 例としては、外国での住民票に代わるものや、在勤・在学証明書等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください（訳者は申請者でかまいません。） また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
6	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を省略できる要件はどのような場合ですか。	特定不妊治療費助成（旧制度）を東京都で受けたことがある場合および通算2回目以降の申請の場合は、住民票で婚姻関係が確認できる場合は省略できます。住民票において申請者と配偶者が同一世帯で、続柄欄に「世帯主」と「夫」又は「妻」と記載されていれば、婚姻関係にあることが確認できますので戸籍謄本は不要です。ただし、続柄の記載があっても、「子」や「子の妻」である等、婚姻関係にあることが明確に証明できない場合は戸籍全部事項証明が必要となります。 事実婚の場合は、省略できません。
7	住民票を省略できる場合とはどのような場合ですか。	住民票については、同一助成年度の2回目以降の申請で、かつ、住所に変更がない場合に添付省略できます。（事実婚の場合を除く。）

申請期限・助成年度

1	申請期限はいつになりますか。	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに終了した治療分の申請については、一律、令和5年6月30日まで（消印有効）が提出期限です。</p> <p>申請期限を1日でも過ぎてしまった場合、いかなる理由があっても受付することができませんので、必ず申請期限を守ってください。</p>
2	申請期限に間に合いそうにありません。どうしたら良いですか。	<p>夫婦ご自身で作成する「申請書」、すぐに用意できる「住民票」だけでも必ず申請期限までに提出してください。</p> <p>戸籍全部事項証明書や医療機関が作成する「証明書」は後日でも構いません。</p> <p>その際は必ず、「◎◎の書類については、～のため遅れます」「◎月◎日に提出した申請分について、追加書類を送ります」といったメモを付けて送ってください。</p>
3	申請日はいつになりますか。	<p>郵便局の消印日を申請日として取り扱います。</p> <p>申請書に記載された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。</p>
4	助成金は年何回受けられますか。	<p>1年度あたりの上限回数はありません。</p> <p>初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が39歳までの方は通算6回まで、40歳以上の方は通算3回まで申請することができます。</p> <p>ここでいう1年度とは、「4月1日から翌年3月31日まで」の1年間を指します。</p> <p>また、どの年度の申請に該当するのかは、助成金の申請日（郵便局の消印日）を基準としています。</p>
5	回数リセットについて教えてください。	<p>助成金の支給を受け、出産（または死産）した方は助成回数をリセットすることができます。</p> <p>次のお子さんに向けて実施した治療の開始日の年齢によって、助成回数の上限は変わります。</p>
6	回数リセットに必要な書類を教えてください。	<p>出産の場合は、そのお子さんが載っている戸籍全部事項証明書または住民票で確認します。</p> <p>死産の場合は、母子手帳のコピー（死産となって日付が分かるページ）や死産届、または病院が証明した書類などで確認します。</p>
7	助成年度はどのように決まるのですか。	<p>申請日の属する年度が助成年度となります。</p> <p>年度とは4月1日から翌年3月31日までを指します。</p> <p>（例）令和5年3月31日の消印で提出⇒助成年度は令和4年度 令和5年4月1日の消印で提出⇒助成年度は令和5年度</p>

申請期限・助成年度

8	12月に採卵・受精し、1月に移植から妊娠判定までを行いました。申請期限と助成年度はどうなりますか。	1月から3月までに治療が終了したものについては、同年の6月まで申請が可能です。 ただし、助成の対象年度は申請日が属する年度になりますので、申請日が令和5年3月31日までであれば令和4年度、4月以降6月までであれば令和5年度となります。 申請日は、郵便局の消印日となりますので御注意ください。 なお、助成年度は助成の承認通知に印字されていますので、通知書がお手元に届いたら必ずご確認ください。
9	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受け付けをする窓口がありませんので、申請は郵送でお願いします。
10	申請書の記載等に間違いがあった場合や証明書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の住所宛に担当から封書で書類不備のご連絡をします。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかにご提出ください。 期限を過ぎた場合は不承認として取扱います。

助成金の振込等

1	申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。	当月の件数により変動しますが、承認通知書がお手元に届いてから約1か月後に指定口座への振込みを行います。 なお、振込みの連絡・通知等はしておりませんので、入金通帳記入等により自身でご確認ください。
2	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

その他

1	申請書類はどこで入手できますか。	都の指定医療機関に配布していますので医療機関に申し出てください。 医療機関で入手できない場合は、都内の区市町村に設置しておりますので、そこで入手してください。 また、申請書類は都のホームページからもダウンロードすることができます。 区市町村の設置場所については、都のホームページに掲載していますので、電話で在庫確認をしてから行かれることをお勧めします。 都から直接申請者には郵送いたしません。
2	複数回（2回以上）分の申請をまとめて一つの封筒に入れて送付することはできますか。	複数回（2回以上）分をまとめて申請することもできます。 申請書、受診等証明書（第2号様式）はそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の住民票、戸籍謄本は、各1部ずつで構いません。